

答 申 書

(答申第 6 8 号)

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

1 審査会の結論

札幌医科大学医学部医局が運用した資金の支出額、支出先が特定できる支払に関する資料若しくはその写し又は医局名義の支払に関する一切の資料若しくはその写し（調査班が入手したものを除く。）を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求の内容は、札幌医科大学（以下「札医大」という。）医学部の各医局若しくは各医局所属の構成員若しくは札医大事務局が保管している平成12年度から平成14年度（平成15年3月5日）までに医局が運用した資金の支出額、支出先が特定できる支払に関する資料若しくはその写し又は医局名義の支払に関する一切の資料若しくはその写し（以下「本件文書」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 本件文書は、医局の支出に関する文書であり、北海道知事（以下「実施機関」という。）が平成15年2月4日開催の道議会総務委員会で公表した調査報告書（以下「調査報告書」という。）に記載の調査班が確認した形成外科医局の支出に関する文書以外のものである。

イ 実施機関は、本件文書は不存在であるとして北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。（ただし、平成15年北海道条例第41号により一部改正される前のもの）以下「条例」という。）第17条の規定に基づき不存在通知（以下「本件処分」という。）を行っており、異議申立人は、本件処分の取消しを求めるというものであるから、本件文書が不存在であるとした本件処分の妥当性について判断することとする。

ウ なお、調査報告書には、平成15年1月6日、網走支庁管内の医療機関において、札医大附属病院の医師が勤務成績が皆無でありながら常勤医師とされている、いわゆる医師免許の名義貸しを行っているとの報道や関係機関からの指摘があり、同日、学内に学長を委員長とする調査班を設置したこと、調査班が名義貸しが指摘されている本人及び関係者からの聞き取り調査や関係資料により事実確認を行った結果などが記録されている。

また、調査班は、事実確認に当たり、関係資料として、形成外科医局の平成12年度及び平成13年度の決算報告書や預金通帳の写しなど（以下「調査資料」という。）を取得している。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第2条第2項は、「公文書」について「実施機関が作成し、又は取得した文

書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類する物であって、実施機関が管理しているものをいう。」と定義している。

イ 異議申立人は、札医大が医局の全廃方針を決め公表したことは、「医局が札医大に極めて大きな決定権を握られた組織であることを意味しており、医局は札医大の組織の一部であると見るのが常識的な判断であり、合理的」とであると主張する。

また、平成15年7月7日付けの意見書で、「医局の経理を仕切り、必要な文書を作成、保管しているのは公務員である大学教員である。医局の責任者は教授である。以上のことを踏まえると、医局が存廃を免れない以上、大学の管理下にあることは明白である。」、同年8月29日付けの意見書では、「医局が任意団体だとしても、道職員が保管している」、さらに、同年10月31日付けの意見書では、「医局の支出に関する文書は、どの医局も医局の経理責任者である道職員が勤務時間内に作り、道職員が管理し、その文書は道職員が支配する環境下で保管されていた。」と主張している。

ウ 一方、実施機関は、「任意団体である医局の支出に関する文書については、道として作成又は取得しておらず、現に管理していない」と主張する。

また、医局が道の組織ではないことは、「北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号。以下「行政組織規則」という。）に規定されていないことから明らか」であり、医局は、「医学部の教授を中心とした講座、大学の附属病院の診療科に所属する医師の集団を指す言葉として使われており、法令上、予算上位置づけられた組織、仕組みではなく、任意団体である」と主張する。

なお、平成15年9月24日開催の道議会総務委員会で、実施機関は、医局には、「教育・研究・診療」、「医師派遣」及び「親睦」機能がある旨報告している。

エ 異議申立人は、医局は札医大の組織の一部であり、道職員が医局の支出に関する文書を作成、保管している旨主張していることから、本件文書について「実施機関が作成し、又は取得した文書」であり、かつ、「実施機関が管理しているもの」であるかどうかについて判断することとする。

オ 医局について

(ア) 医局は、「いわゆる「医局による医師の派遣」と職業安定法との関係について」（平成14年10月4日職発第1004005号厚生労働省職業安定局長通知。以下「通知」という。）によれば、「大学の医学部の教授を中心とした講座、大学の附属病院の診療科に所属する医師の集団を指す言葉として使われており、法令上、予算上位置づけられた組織、仕組みではない。」とされている。

医局の構成員は、「教授、助教授、講師、助手（以上大学の定員内職員）、医員（大学の定員外職員）、大学院生、研修医（インターン制度廃止後の医師法第16条の2に規定されている臨床研修（2年間の研修）中の者であり、その労働者性については、労働実態を踏まえ個別具体的に判断されることとなるが、一般的に労働者に該当するものと考えられる。）、関連病院医師（医局によっては含まない場合もある。）等から構成されているのが通例」とされている。

実施機関は、医局の位置付けや構成員については、札医大も通知と同様である

と説明しており、医局は、札幌医科大学条例（昭和31年北海道条例第48号）や行政組織規則に規定されていないことは明らかである。

- (イ) 平成16年2月17日に札幌医大の財務事務及び経営管理に関し、包括外部監査人から実施機関に提出された「平成15年度北海道包括外部監査の結果報告書」（以下「外部監査報告書」という。）は、医局について、「札幌医科大学に限られるものではないが、医大内部に大学と講座を中心とした任意組織である医局との二重構造が存在し、この内部の任意団体にすぎない医局について大学が十分掌握仕切っていないがために、住民に対する公的サービスや財務状況等の明示が十分に行われているのかという問題点がある。」とし、医局が任意団体であることを明らかにするとともに、医局に関する現状での問題点も指摘している。

- (ウ) 札幌医大と医局との財政的な関わりについて、実施機関は、「医局は、道の予算を使用しているものではなく、医師の集団自らによる団体運営が行われており、その活動内容や運営の状況は実施機関として関与していない。」としている。

札幌医科大学条例施行規則（昭和31年北海道規則第143号）に規定されている道の組織である講座は、教育研究費、文部科学・厚生労働省等科学研究費、受託研究費等で運営され、道の事務担当課が講座に配分された予算の執行管理事務を行っていることが認められる。

これに対して、外部監査報告書は、各医局に「札幌医科大学臨床医学研究奨励会」という任意団体（以下「奨励会」という。）所属の研究補助員が配置され、道から奨励会に対する「札幌医科大学医学学術研究交付金」が研究補助員の人件費に充当されている旨指摘しており、このような指摘からは、医局は、道からの交付金等の資金提供はなく、医局の収支及び業務実施計画等は、医局が独自に決定し、予算執行も実施機関の予算とは独立していて、契約行為や支払は、医局が事業運営を行う必要から医局自らの判断で行われていることが推測される。

- (I) これらのことを踏まえて医局と実施機関の関係について検討すると、医局は、教授を頂点とする団体であることから、その運営は、教員など実施機関の職員が中心的な役割を果たしているものと考えられる。

また、医局の機能のうち、「医師派遣」については、名義貸しの問題はあるが、「教育・研究・診療」に必要な医師を確保する等、札幌医大の運営に当たり重要な役割を担ってきたことは否定できないところである。

しかしながら、

医局は、札幌医科大学条例や行政組織規則に規定されておらず、通知のとおり、法令上、予算上位置づけられた組織、仕組みではないこと、

外部監査報告書において、講座を中心とした任意組織である医局が存在する旨報告されていること、

医局には大学院生など実施機関の職員以外の者も構成員となっていること、

医局には通常、実施機関の職務とはみられない「親睦」機能もあること、

医局に対する道からの資金提供はないこと、

外部監査報告書の指摘からは、医局の予算執行は実施機関の予算とは独立し、契約行為や支払は、医局が事業運営を行う必要から自らの判断で行われているものと推測されること

からすれば、医局は、教授を頂点とする団体であり、「教育・研究・診療」の分野で札医大の運営上重要な役割を担っているからといって、異議申立人が主張するように直ちに医局が「医大の組織の一部である」とまでは言えず、任意団体であるとみるのが相当であると判断した。

カ 本件文書について

医局運営に係る支払に関する文書については、医局が任意団体であるとしても、経理上の必要から、何らかの文書は、作成又は取得されていたと考えるのが自然である。

しかしながら、このような文書は、親睦などを含め、専ら医局運営における経理上の必要から作成又は取得されるものであるから、医局の経理関係事務については、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）や北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）などにより処理されているものとは考えにくく、医局が任意の様式で保有するものであると考えられる。

キ なお、当審査会は、調査班が名義貸しに係る関係資料として入手した調査資料を見分したところ、当該資料は、形成外科医局の平成12年度及び平成13年度の決算報告と標題のある書面と4名分の個人名義の預金通帳などであった。

実施機関は、調査資料は、実施機関が道の組織において業務上必要なものとして利用していることから、「公文書」として取り扱っており、当該資料以外は、実施機関として作成又は取得していないと主張している。

平成15年2月4日開催の道議会総務委員会において、実施機関は、名義貸し問題に関し、調査班が形成外科関係者からの聞き取り調査で確認した事実や関係機関の調査結果、関係資料などにより総合的に検討した結果、4名の名義貸しが判明したこと、名義貸しに至った経緯、関係者の処分などについて詳細に報告している。

このような報告の趣旨からすると、調査資料以外は、実施機関として作成又は取得していないとの主張は、特段不自然であるとまでは認められず、医局運営に係る支払に関する「公文書」は、調査資料以外にはないものと認めることが相当である。

この点については、「医局の機能が停止すれば札幌医科大学の運営ができないほど重要な機能を担っているにもかかわらず、大学と医局とは別団体であることを理由に活動の全容が大学会計に反映されることはなく、奨励会への交付金のみが計上される状況である」との外部監査報告書の指摘からも認められる。

異議申立人は、「医局が任意団体だとしても、道職員が保管している」と主張するが、これは、医局が任意団体だとしても、医局の構成員でもある実施機関の職員が本件文書を管理しているとの趣旨であると解される。

条例で定義する「公文書」の該当要件のひとつである「実施機関が管理しているもの」であるためには、実施機関が本件文書を現実に利用、保存している状態であることが求められる。

しかしながら、医局運営に係る支払に関する文書について、実施機関が業務上の必要から利用、保存しているものは、調査資料のみであって、調査資料以外の文書は、実施機関として利用、保存されていないものと考えられるので、異議申立人のこのような主張は認められない。

ク 以上のことから、本件文書については、医局は任意団体であることから、「公文

書」の要件について定める条例第2条第2項の「実施機関が作成し、又は取得した文書」とは認められず、また、「実施機関が管理しているもの」にも当たらない。

したがって、本件処分は妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、種々理由を挙げて本件文書が公文書であり、不存在としたことは不当である旨主張する。

しかしながら、異議申立人の主張は、いずれも本件文書について実施機関が管理するものであることを前提としているが、(3)クで述べたとおり、本件文書は実施機関が管理するものではなく、条例で定義する公文書に該当しないものであることから異議申立人の主張は採用できない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(5) 本件処分に対する意見について

外部監査報告書は、札医大の現状での問題点として、札医大内部に大学と医局との二重構造が存在することをあげている。さらに、「大学内部が二重構造となっていたとしても大学が医局を掌握し、監督機能が果たされているのであれば問題は大きくないが、大学では各医局の内部については敢えて触れようとしていないというのが実状」であるとしており、実施機関がこれまで積極的に医局の管理運営に関与していなかったことがうかがわれる。

本件文書については、医局は任意団体であることから、条例で定める「実施機関が作成し、又は取得した文書」ではなく、不存在としたことはやむを得ないものと判断するが、「教育・研究・診療」や「医師派遣」機能など医局の公的役割を考慮すると、実施機関は、道民等に対する説明責任を果たすため、医局の業務内容や財政状況などの情報の把握について、より積極的に対応すべきであったと考える。

この度の名義貸し問題等への対応として、実施機関は、医局制度の廃止を表明し、医局が担っていた上述の公的役割を大学に取り込むこととなり、現在その準備が進められているところである。かかる事態の再発防止を図り、地域への医師派遣の実効性と透明性をより一層確保する見地から、今後、これらに関する情報は、実施機関として適切に管理していくことを望むものである。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成15年5月26日	<p>諮問書の受理</p> <p>実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書不存在通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書 ）の提出</p>
平成15年6月5日	<p>新規諮問事案の報告</p> <p>本件諮問事案の審議を第一部会に付託</p>
平成15年7月7日 （第一部会）	<p>実施機関から本件処分の理由等を聴取</p> <p>異議申立人の意見陳述</p>
平成15年7月24日	<p>実施機関から反論書の提出</p>
平成15年8月5日 （第一部会）	<p>審議</p>
平成15年8月29日	<p>異議申立人から意見書の提出</p>
平成15年9月19日	<p>実施機関から反論書の提出</p>
平成15年10月1日 （第一部会）	<p>審議</p>
平成15年10月31日	<p>異議申立人から意見書の提出</p>
平成15年12月3日 （第一部会）	<p>審議</p>
平成16年1月14日 （第一部会）	<p>審議</p>

平成16年2月16日 (第一部会)	審議
平成16年3月3日 (第一部会)	審議
平成16年3月30日 (第57回全体審査会)	答申案審議
平成16年3月31日	答申

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過

- (1) 平成15年3月7日 本件開示請求
- (2) 平成15年3月20日 本件開示請求に対する公文書不存在通知
- (3) 平成15年5月19日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示決定処分に変更するとの決定を求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 札医大は、本年4月、今後1年以内に医局を全廃する方針を決め公表したが、このことは医局が札医大に極めて大きな決定権を握られた組織であることを意味しており、医局は医大の組織の一部であると見るのが常識的な判断であり、合理的な見方である。

イ 医局は、札医大が組織の一部と認める講座とほぼ同じメンバーで構成されており、トップは双方ともほとんどのケースが同じ教授が務めている。

医局と講座は一体化した組織であり、講座を公的組織、医局を任意団体と説明するのは合理的でなく無理がある。

ウ 札医大が任意団体と主張する医局に対して、無償で道の財産である建物の一部を貸与し、賃貸借契約を交わしていない。また、電話回線等を引くことを認め、この電話番号一覧を管理している札医大のホームページには任意団体である医局の紹介も一部ある。

(3) 意見書（平成15年7月7日）

ア 一連の名義貸し事件を受けた札医大の対応の中で、医大が今後1年以内の医局全廃を表明したことで医局が札医大の管理下にある団体であることが明らかになった。

単なる任意団体であれば、札医大が組織の存廃まで踏み込んで公表することはできないはずである。

さらに、札医大改善対策委員会が本年4月にまとめた報告書によると、この委員会が医局のあり方を検討するため、大学が設置したと書かれている。存廃という、組織にとって極めて重大な決定権を大学が握り、そのあり方が大学によって公然と検討される組織、これは、任意団体の一言で片づけられる団体ではない。

イ 医局の経理を仕切り、必要な文書を作成、保管しているのは公務員である大学教員である。医局の責任者は教授である。以上のことを踏まえると、医局が存廃を免れない以上、大学の管理下にあることは明白で、道が「道の組織ではない」という主張は合理的な理由がない。

ウ 医局全廃は教授会で決めている。教授会は教授という公務員の立場で出席するのは明白で、「大学は医局と考えた」という説明は根拠がない。よって、医局廃止の

決定は、医局との協議を経て行われたものではないので、大学が判断したことになる。以上を総合的に考えると、医局の文書は開示の対象になると考える。医局に関する様々な文書を道職員である教授や教員が保管していないとは考えられない。

(4) 意見書（平成15年8月29日）

ア 札医大として医局の「1年以内の廃止」を決め、公表したこと、医局の廃止決定について、医局側と大学側の協議が一度もなく、大学当局の判断で決定、公表されていること、医師の名義貸しや医局の役割について、外部委員を交えた改善対策委員会が調べた調査結果を道や厚生労働省傘下の社会保険事務局に「大学の調査結果」として報告していること、文部科学省もこの報告書を札医大の内部調査と認め、全国の国公立大医学部の実態調査（今後実施される）から札医大を除いたことを総合的に考えると、札医大における医局は、道の組織、道の組織の一部とみなすのが相当、組織から独立した任意団体ではあるが、少なくとも現在は道の管理下におかれている、のいずれかであると考えるのが自然で、合理的である。

仮に「医局は札医大の管理下ではない」という主張が幾分かでも認められるのであれば、医局の存廃という組織の生命線について決定し、大学の管理下におきながら、管理をおろそかにしていると言うべきである。

イ 医局に関する書類を保管しているのは、明らかに道職員の教員もしくは事務職員である。にもかかわらず、その文書を「道として保管していない」として開示を拒むのは、条例の基本的な精神に反している。医局の書類は、たとえ医局が任意団体だとしても、道職員が保管しているわけだし、まして少なくとも医局が札医大の管理下にある現状を考えれば、当然、開示の対象となるべきである。

ウ 札医大は、平成15年8月29日付け北海道新聞が報じた津別町が第一外科、第一内科、小児科の各医局に「民間病院に医師を派遣してもらっている見返り」として現金を入金していた問題で、医局に対し、自治体からの資金流入の有無を調査することを決めた。これは、明らかに少なくとも医局が札医大の管理下にある証拠である。管理下になれば、医局に対する調査は不可能である。札医大は、1994年にえりも町の医師派遣見返り公金支出問題噴出後、医局が自治体から公金を受け取ることを禁じていた。医局に対し、札医大は公然と「禁止」を宣言し、医局の行為を拘束できていたのだから、少なくとも医局は札医大の管理下にあると認識するのが当然である。

(5) 意見書（平成15年10月31日）

ア 札医大は同じ主張を繰り返すばかりで、「医局は既に道（札医大）の管理下にある」との主張に何ら正面から反論していない。

10月7日付けの新聞報道で学長が「医局が担っていた機能のうち、「教育・研究・診療」は医学部の講座と附属病院の診療科に移し、「医師派遣」は分離し、大学が窓口を一本化して行う」と答えた記事が載った。こうした発言は、医局が札医大の管理下になれば、できない発言だ。

イ 道（札医大）はなぜ、任意団体だと主張する医局の廃止を決め、公言できるのか。

道はなぜ、任意団体だと主張する医局の機能を道の機関である講座などを移すと公言できるのか。札医大は道が道民に保障した開示請求権の行使に対し、「不在」と退ける決定をしたのだから、こうした疑問に真摯に答えるべきだ。

ウ 札医大が医局の存廃という組織にとって本来最も大きな決定事項を握り、医局が担ってきた具体的な機能を掌握し、道職員の教授が医局の責任者であることを考え

併せれば、医局が札医大の管理下にあるのは明白である。

エ さらに、医局の支出に関する文書は、どの医局も医局の経理責任者である道職員が勤務時間内に作り、道職員が管理し、その文書は道職員が支配する環境下で保管されていた。これを「実施機関が作成していない」、「実施機関が管理していない」と主張するのは、逆に札医大の公文書管理の甘さを露呈している。

3 実施機関の説明の要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本件公文書の不存在理由

任意団体である医局の支出に関する文書については、道として作成又は取得しておらず、現に管理していないため。

(2) 異議申立理由に対する反論

ア 医局は道の組織ではないことは、行政組織規則に存在しないことから明らかである。また、医局が任意団体であることは、別紙資料（厚生労働省職業安定局長から各都道府県労働局長あて通知）にあるとおり、札医大においても、医学部の教授を中心とした講座、大学の附属病院の診療科に所属する医師の集団を指す言葉として使われており、法令上、予算上位置づけられた組織、仕組みではない。

イ 札医大が医局の廃止を決定したのは、医局と札医大との間で、この度の名義貸し問題を根絶するための手段のひとつと考えたものであり、札医大が医局という任意団体に対する管理監督の権限があるから行ったものではない。

ウ 医局は、医学部の教授を中心とした講座、大学の附属病院の診療科に所属する医師の集団であることから、道の組織である講座とほぼ同一のメンバーが構成員であると認識しているが、ほぼ同一のメンバーが医局としての活動を行うからといって、医局が道の組織と一体化しているものとは言えない。

エ 札医大が作成している内線電話番号表には、医局という名称が使われており、その内線番号を表示しているが、医局という任意団体の名称が日本の医科系大学関係者等の間でよく使われているため、個室のあたっていない教員らが主に使用している部屋を便宜上医局として表示しているものである。また、医局という言葉の使い方についてであるが、大学の教員が自分の講座のことを「教室」とか「研究室」と呼ぶことがよくあり、特に医科大学の臨床部門系教員は、自分の所属する組織を単に「医局」と呼ぶことが多いものである。このことから、大学のホームページなどでは、自分の所属する組織を紹介する際に単に医局として表現している場合が多く見られるだけで、医局が札医大の組織の一部であるとか、講座と一体化した組織であるわけではない。

オ 公有財産の使用許可に関することについては、前述したとおり、医局は、大学医学部の教授を中心とした講座、大学の附属病院の診療科に所属する医師の集団であることから、医局が使用している財産等について、具体的に特定することができないものである。

なお、医局が医局のために使用している電話回線等については、回線工事料及び毎月の通話料等の一切を道としては負担していない。

カ 道の組織である講座は、教育研究活動のために大学が配分した予算で運営され、道の事務担当課がその予算の執行及び管理を担当している。しかし、医局の運営については、道の公費を使用しているのではなく、医師の集団自らによる団体運営が行われているものであり、その活動内容や運営の状況は札医大といして関与して

いない。

キ 医局が規約や定款等の自らの団体を組織として位置づけするような文書などを札医大が取得したことはない。

なお、「電話回線を引くことを認めている」ことについては、医局が講座とは関係のない電話をする場合、道の費用で電話をかけさせないために、承認をしているものである。

(3) 反論書（平成15年7月24日）

ア 医局については、医局が行政組織規則上で存在していないことや厚生労働省職業安定局長の各都道府県労働局長あてに通知された文書で、「医局とは医学部の教授を中心とした講座、大学の附属病院の診療科に所属する医師の集団を示す言葉として使用されており、法令上、予算上位置づけられた組織、仕組みではない。」とされており、医師の中には、職員ではない研究生、大学院生などが含まれている任意の団体である。医局が大学の一部のように誤解される場合があるが、札医大のような地方公共団体の組織ではなく、医師の集団のことであり、札医大の管理下にある団体ではない。

イ 医局の廃止については、今回の医師免許名義貸し等の一連の不祥事を受け、札医大が外部委員を含めた改善対策委員会を設置し、改善策を検討した結果、同委員会からの報告書により「医局の廃止」について提言を受けたものである。この趣旨は、当大学の医局が、他の民間病院のように医師の集団や医師の集まる部屋のことを「医局」と称していることとは異なり、医師の派遣機能や医師の人事についての実質的な権限を有していることに着眼し、その機能の透明化を図ることが重要であるとして、現在、医局が有するとされているこれらの機能を大学に移すべく検討を進めることについて公表したものである。

ウ 医局については、行政組織上に規定された団体ではないことや本件に係る医局の廃止の検討経緯でも明らかなように任意の団体であり、当大学の管理下にあるものではなく、現に医局において管理しているとされる文書を道が取得、保管していないので、本件については、条例第17条の規定により公文書の不存在を通知したものである。

(4) 反論書（平成15年9月19日）

ア 本件開示請求に係る文書は、任意団体である医局が独自の予算及び意思決定の手続きを経て行う支払に関するレシート及び領収書並びに銀行等の振込依頼書などの文書であり、条例第2条第2項に規定する「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類する物であって、実施機関が管理しているもの」に該当しないため、条例の対象となる公文書とは認められない。

イ 医局は、医学部の教授を中心とした講座や大学の附属病院の診療科に所属する医師、加えて関連病院に勤務する医師の集団であり、医師の中には、職員ではない研究生、大学院生などが含まれており、法令上、位置づけられた組織や仕組みではなく、任意の団体である。

ウ このような道の組織ではなく、任意の団体である札医大における医局の支出に関する文書については、道として作成又は取得しておらず、現に行政機関として当該文書を保有していないものである。